

## 【資料編】

資料1 新エネルギー導入に関する助成制度、融資制度、税制面での優遇措置等

1. 島根県の支援制度（平成20年度）

①島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業

交付対象	新エネルギービジョンを策定している市町村における、市町村または営利を目的としない民間団体等
事業概要要件等	新エネルギービジョンを策定している市町村において、市町村または営利を目的としない民間団体等が、新エネルギー等の導入の促進を図るために実施する事業を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助率等	補助率：事業費の1/2以内（但し、1事業につき1,000千円を上限）
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

②農林水産振興がんばる地域応援総合事業

交付対象	市町村、農林漁業者の組織する団体、J A、森林組合、J F、その他知事が認める団体等
事業概要要件等	地域の創意工夫に基づいた効果的、戦略的な事業展開をバックアップするための総合補助金事業。 ・フリープラン方式 <b>【農林水産戦略プラン推進対策】</b> 各分野戦略プランの地域プロジェクトを推進するために必要な取組を、地域段階で独自に企画・立案。 ・メニュー方式 <b>【森林・林業戦略プラン推進対策】</b> 原則、農・林・水各戦略プランに位置付けられた地域プロジェクトに関する取組。 <b>【農業・農村戦略プラン推進対策】</b> 農業・農村戦略プランの県プロジェクトのうち、県が特に推進する取組。
補助率等	補助率：ソフト事業1/2以内、ハード事業1/3以内、（森林・林業プラン推進対策の一部事業については定額）
エネルギーの種類等	バイオマスエネルギー

③島根県環境資金

融資対象者	県内企業（会社、中小企業者の組合及び個人事業者）
事業概要要件等	企業が環境負荷低減のための施設・設備の設置、改善等を行う場合に必要な資金の融資を行う。収益が伴う場合も融資対象とする。
融資内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度：8,000万円（工場移転は1億円、融資対象事業費の80%以内）</li> <li>・融資利率：年1.85%（責任共有制度対象） 年1.70%（責任共有制度対象外）</li> <li>・融資期間：12年以内（2年以内据置き）</li> </ul>
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

## 2. 市町村の支援制度（平成20年度）

### ①松江市

事業・制度名	松江市住宅太陽光発電導入促進事業費補助金
交付対象	自ら居住する松江市内の住宅で使用するために、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する者
補助率等	補助額：22,500円/kW（ただし、67,500円を上限とする。）

### ②雲南市

事業・制度名	雲南市住宅用太陽光発電導入促進事業補助金
交付対象	雲南市内に居住する者及び住居を予定する者で、住宅用太陽光発電システムを市内の住居に設置する者
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：30,000円/kW（ただし、3kWを上限とする。）</li> <li>・市内新産業の育成を目的とし、三洋電機(株)製の太陽光セルを設置した場合は、30,000円/kWの上乗せをする。</li> </ul>

### ③吉賀町

事業・制度名	吉賀町住宅太陽光発電システム設置費補助金
交付対象	吉賀町内に居住する者で、住宅用太陽光発電システムを設置する者
補助率等	補助額：15,000円/kW（ただし、3kWを上限とする。）

## 3. 国等の支援制度（平成20年度）

### ①経済産業省所管の支援制度

事業・制度名	新エネルギー等事業者支援対策事業
交付対象	民間企業等
事業概要要件等	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に規定する主務大臣の認定を受けた利用計画に基づいて行われる事業の実施に対し、導入事業費の一部を補助、金融機関からの借入に対して債務保証の両方またはいずれかを行う。
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：補助対象経費の1/3以内</li> <li>・債務保証枠：基金の15倍、対象債務の90%</li> <li>・保証料：年0.2%</li> </ul>
エネルギーの種類等	新エネルギー全般 ※バイオマス関連、中小水力発電、地熱発電は、NEDOが所管。

事業・制度名	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業普及促進融資（利子補給）
融資対象	地方公共団体、第3セクター、民間企業等
融資概要要件等	地域エネルギー開発利用事業及び発電事業を広範に普及させることを目的に金融機関に利子補給を行う
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利率：長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率以下、契約時の借入金利の1/2を利子補給（但し、3%上限）</li> <li>・償還制度：10年以内</li> <li>・融資額：5億円以内（事業毎に異なる）</li> </ul>
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

## ②NEDO所管の支援制度

事業・制度名	地域新エネルギー導入促進事業
交付対象	地方公共団体及び民間非営利団体
事業概要要件等	地方公共団体及び非営利民間団体が策定した地域における新エネルギー導入促進のための計画に基づいて実施する事業であって、設備導入事業と普及啓発事業を併せて実施する事業に対して必要な経費の一部を補助する。
補助率等	・補助率：補助対象費用の1/2以内または1/3以内 ・普及啓発事業：地方公共団体は定額、非営利民間団体1/2（上限あり）
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

事業・制度名	太陽光発電新技術フィールドテスト事業
交付対象	地方公共団体、民間企業、各種団体等
事業概要要件等	新技術等を導入した太陽光発電システムを試験的に設置し、長期運転を行い、その有効性を実証するとともに、本格的普及に向けたシステムの更なる性能向上とコストの低減を促す。 ・新型モジュール採用型：4kW以上　・建材一体型：4kW以上 ・新制御方式採用型：4kW以上
補助率等	共同研究委託：1/2相当額をNEDOが負担

事業・制度名	太陽熱高度利用システムフィールドテスト事業
交付対象	地方公共団体及び民間非営利団体
事業概要要件等	太陽熱利用システムの設置・運転に係る費用をNEDOと設置者が互いに負担して共同研究を行う（新技術適用型、新分野拡大型、魅力的デザイン適用型）。 太陽集熱器面積20m <sup>2</sup> 以上、研究期間5年間（設置期間が複数年の場合は6年間）
補助率等	共同研究：1/2相当額をNEDOが負担

事業・制度名	風力発電フィールドテスト事業（高所風況調査）
交付対象	地方公共団体、民間企業、各種団体等
事業概要要件等	風況精査事業に対し、補助を行う。風況観測、データの解析と評価、環境条件の概略評価等を行う。
補助率等	共同研究：1/2相当額をNEDOが負担

事業・制度名	中小水力発電開発費補助金補助事業
交付対象	電気事業者、自家用発電所設置者
事業概要要件等	出力1,000kWを超え30,000kW以下の水力発電施設の設置、改造、新技術の導入を行う事業に対し、補助を行う。
補助率等	補助率：1/10～1/2以内（対象設備によって異なる）

事業・制度名	地熱発電開発費補助金補助事業
交付対象	地熱発電施設の設置または改造に係る事業であつて、調査井掘削または地熱発電施設の設置事業を行うとする者
事業概要要件等	開発から運転までのリードタイムが長く、多額の投資が必要である地熱発電開発の促進を図るため設備導入費等を補助する。
補助率等	補助率 ・調査井掘削事業：1/2 以内 ・地熱発電施設設置事業：1/5 以内

事業・制度名	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）
交付対象	NEDO が指定する住宅・建築物高効率エネルギーシステムを導入する際の住宅の建築主
事業概要要件等	民生部門における省エネルギー対策の推進のため、NEDO が指定する住宅・建築物高効率エネルギーシステムを住宅に導入する際に、その費用の一部を補助する。
補助率等	補助率：1/3 以内（ただし、太陽光発電システムについては、太陽光発電システム以外の補助金の1/4が上限）
エネルギーの種類等	太陽熱利用、その他

事業・制度名	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（建築物に係るもの）
交付対象	住宅・建築物高効率エネルギーシステムを導入する際の建築物の建築主等、ESCO(シェアードセービング)事業者、リース事業者
事業概要要件等	民生部門における省エネルギー対策の推進のため、住宅・建築物高効率エネルギーシステム（空調、給湯、照明及び断熱部材等で構成）を建築物に導入する際に、その費用の一部を補助する。
補助率等	補助率：1/3 以内
エネルギーの種類等	太陽熱利用

### ③農林水産省所管の支援制度

事業・制度名	地域バイオマス利活用交付金
交付対象	市町村、公社、PFI事業者、共同事業体、農林漁業者の組織する団体、消費者生活協同組合、第3セクター
事業概要要件等	バイオマスタウン構想の実現に向けて、成果目標を定めた中期的な方針を作成し、バイオマス利活用の推進を図ろうとする地域に対して、施設整備に係る支援を実施する。 （地域モデル実証） バイオマス変換施設及びバイオマス発生施設・利用施設等の一体的な整備。 （新技術等実証） 新技術等を活用したバイオマス変換施設をモデル的に整備するもの。 （家畜排泄物利活用施設整備） 堆肥化施設等の共同利用施設等の整備
補助率等	補助率：補助対象費用の1/2（民間事業者は1/3）
エネルギーの種類等	バイオマス

#### ④環境省所管の支援制度

事業・制度名	業務部門対策技術率先導入補助事業
交付対象	地方公共団体、民間団体等
事業概要要件等	(1) 地方公共団体が所有する施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画により、太陽光発電、燃料電池等の設備導入を行う事業に対して補助を行う。 (2) 公共・公益サービス事業主体及び省エネ法の対象とならない中小規模の業務施設に対して、一定の要件を満たす代エネ・省エネ設備整備を行う事業に対して補助を行う。
補助率等	補助率：1/2 以内
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

事業・制度名	再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業
交付対象	民間団体等
事業概要要件等	地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体が温暖化対策地域推進計画等の中で具体的な再生可能エネルギーの導入計画を策定し、国が認定した場合において、事業主体（民間団体）に対し補助する。
補助率等	補助率：1/2
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

事業・制度名	再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業
交付対象	地方公共団体
事業概要要件等	一定以上の CO2 削減効果を持つ新築住宅等に対して、再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な取組に対し補助する。
補助率等	補助率：1/2
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

事業・制度名	低公害車普及事業
交付対象	地方公共団体等
事業概要要件等	計画的な低公害車の導入や次世代低公害車（燃料電池車、水素自動車等）を率先して促進する地方公共団体等に対し、導入経費の一部を補助する。
補助率等	補助率 ・ 低公害車：通常車両との価格差の 1/2 以内 ・ 次世代低公害車（燃料電池自動車、DME 自動車、水素自動車）：1/2 以内
エネルギーの種類等	クリーンエネルギー自動車

事業・制度名	エコ燃料利用促進補助事業
交付対象	民間団体等
事業概要要件等	<p>バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備を行う事業に対し、導入経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエタノール製造事業</li> <li>・バイオエタノール混合ガソリン等利用促進補助事業</li> <li>・バイオディーゼル燃料（BDF）製造事業</li> </ul>
補助率等	補助率：1/3 以内
エネルギーの種類等	バイオマスエネルギー

事業・制度名	廃棄物処理施設における温暖化対策事業
交付対象	民間団体（廃棄物処理業を主たる業とする事業者）
事業概要要件等	<p>廃棄物のエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等による施設整備で、一定の要件を満たすものについて補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物発電施設整備事業</li> <li>・廃棄物熱供給施設整備事業</li> <li>・廃棄物燃料製造施設整備事業</li> </ul>
補助率等	補助率：1/3 以内
エネルギーの種類等	バイオマスエネルギー

事業・制度名	地域協議会民生用機器導入促進事業
交付対象	民間団体（地域協議会の構成員）
事業概要要件等	<p>地球温暖化対策地域協議会の事業として、一定の温暖化対策製品を地域で集団的に導入する事業に対して補助を行う。</p> <p>（事業内容） 民生用バイオマス燃料燃焼機器、民生用小型風力発電システム、家庭用小型燃料電池、小型水力発電システム等</p>
補助率等	補助率：1/3 以内
エネルギーの種類等	バイオマス、小型風力発電、小型燃料電池、小型水力発電等

#### 4. その他の支援制度（平成20年度）

##### ①クリーンエネルギー自動車等導入費補助事業

実施機関	有限責任中間法人 電動車両普及センター
交付対象	法人、個人事業者、個人
事業概要要件等	クリーンエネルギー自動車の購入に対して補助を行う。 対象車種：電気自動車（軽4、原付4輪、原付2輪）、 ハイブリッド自動車（軽4、普通貨物、乗合）
補助率等	基準額×補助率（1/2）×減額係数（0.97）
エネルギーの種類等	クリーンエネルギー自動車 （電気自動車、ハイブリッド自動車）

##### ②中国グリーン電力基金

運営主体	（財）ちゅうごく産業創造センター
交付対象	地方公共団体、第3セクター（地方公共団体の出資率50%以上）、事業者
事業概要要件等	中国5県の個人、事業者から寄付金を募り、地域において新たに設置される太陽光・風力発電設備・環境教育目的用設備等への助成を行い、自然エネルギーの普及を図る市民参加型の取り組み。
補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電：助成対象設備の出力1kWにつき5万円（上限250万円）</li> <li>風力発電：均等割当分助成額200万円を助成対象件数で除した額と、出力比例分助成額800万円に全ての助成申込の発電出力総計（kW）に占める当該助成設備出力の比率を乗じた金額の合計額。</li> <li>環境教育目的用発電設備：設備設置費用の80%（上限65万円）</li> </ul>
エネルギーの種類等	太陽光発電、風力発電等

#### 5. 税制面での優遇措置

問合せ窓口	各経済産業局
制度名	エネルギー需給構造改革投資促進税制（国税）
対象者	青色申告を提出する個人または法人
事業概要要件等	太陽光発電設備などの新エネルギー設備を設置した場合、所得税または法人税額から、基準取得価額の7%相当額の税額控除、または普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却のどちらかを選択（措置は2010年3月31日まで継続予定）できる。ただし、税額控除の適用は、大企業の子会社などを除く資本金1億円以下の法人または資本・出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人、あるいは従業員数が1,000人以下の個人事業者である中小企業者などに限る。
エネルギーの種類等	新エネルギー全般

問合せ窓口	市町村
制度名	地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税）
対象者	事業を営む個人または法人
事業概要要件等	太陽光発電設備など（取得価格660万円以上の機械その他の設備）を設置した者に対して、設置後3年間にわたり固定資産税の課税標準を5/6に軽減する（H17.4.1～H20.3.31の間に設置した設備が対象）。
エネルギーの種類等	太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備

## 資料2 島根県地域新エネルギー導入促進計画改定検討委員会設置要綱、委員名簿

### 島根県地域新エネルギー導入促進計画改定検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 本県における地域新エネルギーの導入促進計画の改定について検討するため、「島根県地域新エネルギー導入促進計画改定検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (検討事項)

第2条 委員会は、島根県地域新エネルギー導入促進計画の改定及びこれに関連する事項について協議及び検討を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、地域新エネルギーについて見識を有する産業関係者、学識経験者、行政関係者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

#### (委員会)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指示した委員がその職務を代行する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域振興部土地資源対策課において処理する。

#### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年8月 2日から施行する。

島根県地域新エネルギー導入促進計画改定検討委員会委員名簿

<委員>

(敬称略)

分野等	氏名	所属等	備考
学識経験者	伊藤勝久	島根大学生物資源科学部 地域開発科学科 教授	委員長
太陽光発電	半田宏平	島根三洋電機(株) 常務取締役	
風力発電	高島 哲	(株)新出雲ウインドファーム 代表取締役	
バイオマス エネルギー	立石 幸	飯石森林組合 代表理事専務	
環 境	石原孝子	環境省環境カウンセラー、 しまね環境アドバイザー	
商工業界	岡田昌平	島根県商工会連合会 専務理事	
電気事業者	高橋淳一	中国電力株式会社島根支社 マネージャー	
行政関係	長見康弘	出雲市産業誘致課 課長	

<事務局>

分野等	氏名	所属等	備考
県	原 哲夫	地域振興部土地資源対策課 課長	
〃	松本広志	〃 総括グループリーダー	
〃	原 幸治	〃 企画幹	
〃	曳野賢治	〃 企画員	

<事務局>

分野等	氏名	所属等	備考
委託調査機関		(株)エブリプラン	

### 資料3 島根県地域新エネルギー導入促進対策庁内連絡会設置要綱、構成員名簿

#### 島根県地域新エネルギー導入促進対策庁内連絡会設置要綱

##### (目的)

第1条 本県において、地域新エネルギーの導入促進を図るにあたり、庁内関係課との連絡調整を行うため、「島根県地域新エネルギー導入促進対策庁内連絡会」(以下、「連絡会」という。)を設置する。

##### (検討目的)

第2条 連絡会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域新エネルギーの導入促進に関する意見・情報交換
- (2) 新エネルギーの導入促進状況の把握
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

##### (組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 連絡会に座長を置く。
- 3 座長は、土地資源対策課長が務める。

##### (会議)

第4条 連絡会は、座長が招集し主宰する。

- 2 連絡会は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見等を聞くことができる。

##### (庶務)

第5条 連絡会の庶務は、地域振興部土地資源対策課において処理する。

##### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成 9年12月18日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成16年 2月 2日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成19年 8月 3日から施行する。

「島根県地域新エネルギー導入促進対策庁内連絡会」構成員名簿

(構成：21課)

所 属 名		構成員	新エネルギーとの関連
地域振興部	土地資源対策課	課長（座長）	新エネルギー導入促進に係る全体調整
総務部	管財課	課（室）の G L 又は 企 画 幹	県庁舎等への新エネルギー導入
	営繕課		県有施設への新エネルギー導入
	消防防災課		防災対策の観点から新エネルギー導入
地域振興部	地域政策課		中山間地域活性化の観点からの新エネルギー導入促進
環境生活部	環境生活総務課		NPO 法人への新エネルギー導入活動促進
	環境政策課		地球環境保全の観点から新エネルギー導入促進
	廃棄物対策課		廃棄物処理の観点から新エネルギー導入促進
健康福祉部	地域福祉課		福祉関係施設への新エネルギー導入
農林水産部	農林水産総務課		農林水産関係施設への導入、バイオマス利活用の観点からの新エネルギー導入
	林業課		木質資源活用の観点から新エネルギー導入促進
商工労働部	産業振興課		新エネルギーの研究開発支援
	企業立地課		新エネルギー関連企業の立地
	経営支援課		事業者への新エネルギー導入支援
土木部	土木総務課		管理施設等への新エネルギー導入
	都市計画課		公園・街路施設等への新エネルギー導入
	建築住宅課		県営住宅等への新エネルギー導入
出納局	会計課		公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入
企業局	施設課		新エネルギーの公営設置
教育庁	教育施設課		県立教育施設への新エネルギー導入
警察本部	会計課		警察施設への新エネルギー導入

#### 資料4 改定経緯

日 時	事 項	内 容
平成 19 年 2 月 6 日	島根県地域新エネルギー導入促進について意見を聴く会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行計画改定の背景、目的について</li> <li>・ 新エネルギーに関連する民間企業の方々からの新エネルギー各分野における現況、展望、課題、提案等のヒアリング</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
平成 19 年 8 月 3 日	第 1 回 庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会の立上げ</li> <li>・ 改定の背景、必要性について</li> <li>・ 基本的な方向性について</li> </ul>
平成 19 年 10 月 10 日	第 1 回 改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長選出</li> <li>・ 現行計画改定の背景と目的について</li> <li>・ 島根県における新エネルギー導入状況と課題について</li> <li>・ 施策の方向性の検討</li> </ul>
平成 19 年 11 月 9 日	第 2 回 改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定の基本的な方向性について</li> <li>・ 施策体系について</li> <li>・ 新たな導入目標の検討</li> <li>・ 計画の推進について</li> </ul>
平成 19 年 11 月 20 日	第 2 回 庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定検討委員会の経過について</li> <li>・ 改定の基本的な方向性について</li> <li>・ 施策体系について</li> <li>・ 新たな導入目標の検討</li> <li>・ 計画の推進について</li> </ul>
平成 19 年 12 月 10 日	第 3 回 改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定計画素案の検討</li> </ul>
平成 19 年 12 月 20 日	第 3 回 庁内連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定計画素案の検討</li> </ul>
平成 19 年 12 月 27 日 ～平成 20 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県ホームページ等にて改定計画案及び概要版の掲載</li> <li>・ 県民からの意見募集</li> </ul>
平成 20 年 1 月 21 日	第 4 回 改定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定計画案の検討</li> </ul>